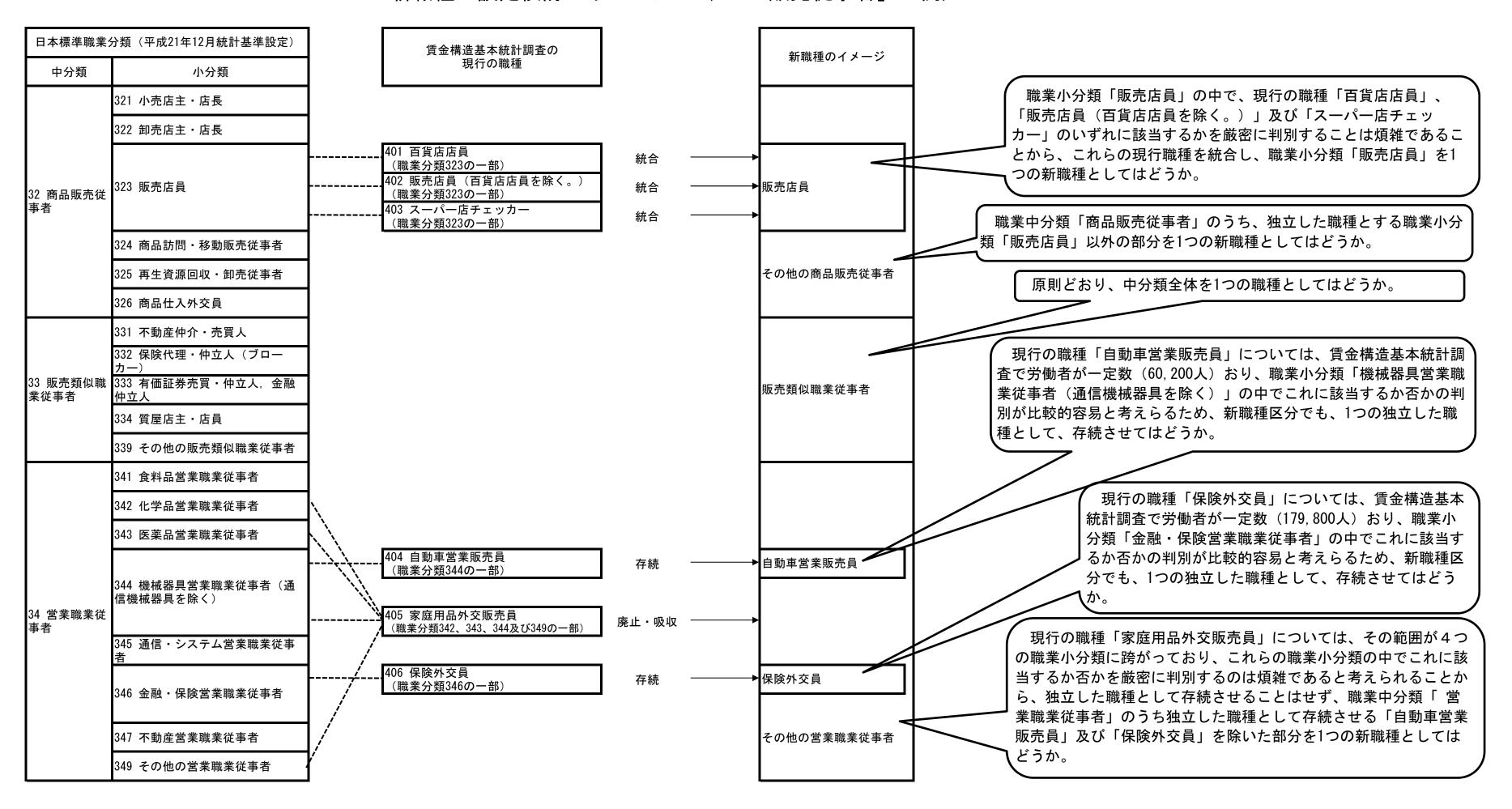


新職種の設定検討のイメージ2 (「D 販売従事者」の例)



新職種の設定検討のイメージ3 (「E サービス職業従事者」の例)

	ν ***		1		
日本標準職業第	分類(平成21年12月統計基準設定) 小分類	賃金構造基本統計調査の 現行の職種		新職種のイメージ	職業中分類「家庭生活支援サービス職業従事者」については、国勢調査で雇用者数が 12,120人にとどまっており、また、賃金構造基本統計調査では、家事サービス業が調査 対象産業となっていないため、独立した職種とはせず、職業中分類「その他のサービス
援サービス職 業従事者	351 家政婦(夫), 家事手伝い 359 その他の家庭生活支援サービ ス職業従事者		<u>-</u>		職業従事者」と併せて1つの新職種としてはどうか。 現行の職種「福祉施設介護員」と範囲が一致する小分類「介護職員(医療・福祉施設等)」については、国勢調査でも一定数(980,730人)の雇用者がいること
36 介護サービ ス職業従事者		224 福祉施設介護員 (職業分類361と一致) 223 ホームヘルパー	存続	介護職員(医療・福祉施 設等) 	から、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。
37 保健医療 サービス職業 従事者		(職業分類362と一致) 214 看護補助者 (職業分類371の一部)	存続 ———— — 範囲拡大 ———	訪問介護従事者	現行の職種「ホームヘルパー」と範囲が一致する小分類「訪問介護従事者」については、国勢調査でも一定数(272,570人)の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。
	371 看護助手 		_	看護助手	職業小分類「看護助手」の中で、現行の職種「看護補助者」に該当する者と そうでない者を厳密に判別することは煩雑であることから、職業小分類「看護
	379 その他の保健医療サービス職 業従事者		_	その他の保健医療サービス職業従事者	助手」を1つの新職種としてはどうか。 職業中分類「保健医療サービス職業従事者」のうち、独立した職種とする職業小
38 生活衛生 サービス職業 従事者	381 理容師		存続 一	理容・美容師	現業中分類「保健医療サービス職業促事者」のうち、独立した職種とする職業が 分類「看護助手」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。 現行の職種「理容・美容師」と範囲が一致する小分類「理容師」及び「美容
	383 美容サービス従事者 (美容師を除く)		J	その他の生活衛生サービ	師」を合わせたものについては、国勢調査でも一定数(214,880人)の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。
	384 浴場従事者	502 洗たくエ	7	ス職業従事者	職業中分類「生活衛生サービス職業従事者」のうち、独立した職種とする「理容・美容師」及び「クリーニング職,洗張職」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。
	385 クリーニング職 	(職業分類385と一致)	● 範囲拡大	クリーニング職、洗張職	職業小分類「洗張職」は、現行の職種「洗たく工」と範囲が一致する「クリーニング職」と類似性が高いことから、この2つの小分類を合わせて、1つの新職種
39 飲食物調理 従事者	391 調理人	503 調理士 (職業分類391の一部) 504 調理士見習	■ 統合・範囲拡大──── ■ 統合・範囲拡大───	●●●飲食物調理従事者	職業小分類「調理人」の中で、現行の職種「調理士」及び「調理士見習」の
	392 バーテンダー	(職業分類391の一部)			いずれに該当するかを厳密に判別することは煩雑であり、また、小分類「バー テンダー」は国勢調査で5,120人の雇用者しかいないことから、職業中分類「飲 食物調理従事者」を1つの新職種としてはどうか。
40 接客·給仕 職業従事者	401 飲食店主・店長				現行の職種「給仕従事者」は、賃金構造基本統計調査で一定数(666,370人)
	402 旅館主・支配人 403 飲食物給仕従事者	505 給仕従事者	範囲縮小 一	飲食物給仕従事者	の労働者がいることから、その範囲の大宗をしめると考えられる職業小分類「飲食物給仕従事者」を独立した1つの新職種としてはどうか。
	404 身の回り世話従事者	(職業分類404の一部(旅館接客案内係 等)と403を合わせたもの) 711 航空機客室乗務員 (職業分類404の一部)	一部分割・吸収 - 廃止・吸収 ———	→身の回り世話従事者	現行の職種「航空機客室乗務員」は、賃金構造基本統計調査で3,870人の労働者しかいないため、そのまま独立した職種としては存続させず、現行の職種「給仕従事者」の一部も併せて含む職業小分類「身の回り世話従事者」を独立した1つの新職種としてはどうか。
	405 接客社交従事者			その他の接客・給仕職業	職業中分類「接客・給仕職業従事者」のうち、独立した職種とする職業小分類
	406 芸者, ダンサー	1	-	従事者 	「飲食物給仕従事者」、「身の回り世話従事者」及び「娯楽場等接客員」以外の 部分を1つの新職種としてはどうか。
	407 娯楽場等接客員 411 マンション・アパート・下宿	506 娯楽接客員 (職業分類407と一致)	存続 一一	娯楽場等接客員	現行の職種「 娯楽接客員」と範囲が一致する小分類「娯楽場等接客員」については、国勢調査でも一定数 (463,660人) の雇用者がいることから、新職種区分で
41 居住施設・ ビル等管理人	管理人 412 寄宿舎・寮管理人			居住施設・ビル等管理人	も、1つの独立した職種としてはどうか。 原則どおり、中分類全体を1つの職種としてはどうか。
	413 ビル管理人 				原則このッ、甲ガ類王体を「プの戦性としてはどうか。

	421 旅行・観光案内人
	422 物品一時預り人
42 その他の サービス職業	423 物品賃貸人
従事者	424 広告宣伝員
	425 葬儀師,火葬作業員
	429 他に分類されないサービス職 業従事者

その他のサービス職業従事